

## 第3 特 別 会 計

「財政法」(昭22法34)第13条第2項において  
は、

- (イ) 特定の事業を行う場合、
- (ロ) 特定の資金を保有してその運用を行う場合、
- (ハ) その他特定の歳入をもって特定の歳出に

充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

6年度においては、特別会計の数は次の13となっている。

(特別会計一覧)

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計(内閣府、総務省及び財務省)
- ・ 地震再保険特別会計(財務省)
- ・ 国債整理基金特別会計(財務省)
- ・ 外国為替資金特別会計(財務省)
- ・ 財政投融资特別会計(財務省及び国土交通省)
- ・ エネルギー対策特別会計(内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省)
- ・ 労働保険特別会計(厚生労働省)
- ・ 年金特別会計(内閣府及び厚生労働省)

- ・ 食料安定供給特別会計(農林水産省)
- ・ 国有林野事業債務管理特別会計(農林水産省)
- ・ 特許特別会計(経済産業省)
- ・ 自動車安全特別会計(国土交通省)
- ・ 東日本大震災復興特別会計(国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、6年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、436.0兆円である。このうち、会計間の取引額等の重複額等を控除した特別会計の純計額は、207.9兆円である。

この207.9兆円には、国債償還費等89.7兆円(5年度当初予算比7.7兆円増)、社会保障給付費78.4兆円(同3.0兆円増)、地方交付税交付金等(地

方譲与税等を含む。)22.2兆円(同2.3兆円増)、財政融資資金への繰入10.0兆円(同2.0兆円減)が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は7.7兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費0.6兆円(同0.1兆円減)を除いた額は、7.1兆円となり、5年度当初予算額に対して0.3兆円の減少となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	6年度 (百万円)	5年度 当初(百万円)
特別会計歳出総額	436,036,157	441,908,848
特別会計の会計間取引額	62,502,263	56,492,562
特別会計内の勘定間取引額	29,851,751	28,698,268
一般会計への繰入額	250,532	1,852,958
国債整理基金特別会計における借換償還額	135,515,353	157,551,331
純計額	207,916,258	197,313,729
i 国債償還費等	89,682,271	81,964,152
ii 社会保障給付費	78,426,591	75,384,233
iii 地方交付税交付金等	22,153,889	19,870,954
iv 財政融資資金への繰入	10,000,000	12,000,000
上記 i ~ iv を除いた純計額	7,653,506	8,094,390
v 復興関連経費	550,621	652,248
上記 i ~ v を除いた純計額	7,102,886	7,442,142

## 1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税(地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

6年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 歳入において、6年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額11,568,781百万円、酒税の収入見込額の100分の50に相当する額604,500百万円並びに消費税の収入見込額の100分の19.5に相当する額4,645,485百万円の合算額16,818,766百万円から、①20年度、21年度、28年度、元年度及び2年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき6

年度分の地方交付税の総額から減額することとされている額513,255百万円を控除し、②同法等において6年度分の地方交付税の総額に加算することとされている額348,800百万円を加算した額16,654,311百万円を一般会計から受け入れることとしている。

財政投融資特別会計投資勘定からは、「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき、地方交付税交付金の財源に充てるため、同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として200,000百万円を受け入れることとしている。

東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として56,974百万円を受け入れることとしている。

地方法人税については、1,975,000百万円を計上し、その全額から28年度地方法人税決算精算額を控除した額を地方交付税交付金の財源としている。

上記の一般会計からの受入等については、

- 歳出において、借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金18,243,909百万円(うち、震災復興特別交付税61,117百万円)を計上することとしている。
- (2) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平11法17)に基づき、歳入において一般会計からの受入1,120,800百万円を計上することとし、これを財源として歳出において個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金(仮称)並びに個人住民税の定額減税による減収額を補填するため都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する定額減税減収補填特例交付金(仮称)の合計額を、地方特例交付金として計上することとしている。
- (3) 「地方税法」(昭25法226)に基づき、歳入において一般会計からの受入11,200百万円を計上することとし、これを財源として歳出において「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2年4月20日閣議決定)における税制上の措置による減収額を補填するため都道府県及び市町村に交付する固定資産税減収補填特別交付金を、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として計上することとしている。
- (4) 「道路交通法」(昭35法105)に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入において交通反則者納金の収入48,493百万円を一般会計から受け入れることとし、これらを財源として歳出において交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。同交付金については、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付することとしている。
- (5) 地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」(昭30法113)に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (6) 森林環境税の収入を受け入れるとともに、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として30,000百万円を受け入れることとし、これらを財源として、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平31法3)に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む。)が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境譲与税譲与金として64,100百万円を歳出に計上し、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (7) 石油ガス税の収入の2分の1に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」(昭40法157)に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」(昭27法180)第7条第3項に規定する指定市に譲与することとしている。
- (8) 特別法人事業税の収入を受け入れ、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」(平31法4)に基づき、特別法人事業譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。
- (9) 自動車重量税の収入の1,000分の431に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」(昭46法90)に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (10) 航空機燃料税の収入の13分の4に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」(昭47法13)に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (11) 特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」(昭32法77)に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都

及び市町村に譲与することとしている。  
 (12) 財政融資資金及び民間からの借入金を計上している。借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。  
 この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
(歳入)		
一般会計より受入	17,834,805	(16,450,732) 17,232,716
財政投融资特別会計より受入	230,000	(150,000) 50,000
東日本大震災復興特別会計より受入	56,974	62,246
地方法人税	1,975,000	(1,891,900) 1,902,100
地方揮発油税	215,900	(213,900) 224,700
森林環境税	43,400	—
石油ガス税	4,000	5,000
特別法人事業税	2,121,300	(2,009,300) 2,111,700
自動車重量税	304,500	286,400
航空機燃料税	14,200	15,200
特別とん税	11,300	12,500
借入金	28,112,295	(28,312,295) 28,612,295
雑収入	2	2
前年度剰余金受入	1,645,890	(1,764,331) 1,830,563
東日本大震災復興前年度剰余金受入	4,144	3,156
計	52,573,709	(51,176,962) 52,348,578
(歳出)		
地方交付税交付金	18,243,909	(17,002,354) 18,060,770
地方特例交付金	1,120,800	204,500
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	11,200	12,400
交通安全対策特別交付金	48,680	51,600
地方揮発油譲与税譲与金	215,300	(216,400) 222,300
森林環境譲与税譲与金	64,100	50,000

石油ガス譲与税譲与金	4,300	5,000
特別法人事業譲与税譲与金	2,118,600	(2,013,700) 2,113,000
自動車重量譲与税譲与金	301,300	287,400
航空機燃料譲与税譲与金	14,300	15,200
特別とん譲与税譲与金	11,400	12,400
事務取扱費	266	265
諸支出金	283	298
国債整理基金特別会計へ繰入	29,710,179	29,669,495
予備費	2,530	2,600
計	51,867,147	(49,543,613) 50,707,229

## 2 地震再保険特別会計

この会計は、「地震保険に関する法律」(昭41法73)に基づき、保険会社等が行う地震保険に対する政府の地震再保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
(歳入)		
再保険料収入	82,450	80,217
雑収入	30,878	28,763
計	113,328	108,980
(歳出)		
再保険費	113,241	108,891
事務取扱費	87	89
予備費	1	1
計	113,328	108,980

## 3 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
(歳入)		
他会計より受入	88,856,307	(81,324,198) 80,146,464
一般会計より受入	27,008,257	(25,249,411) 25,673,834

交付税及び譲 与税配付金特 別会計等より 受入	61,848,050	(56,074,787) 54,472,630
東日本大震災復 興他会計より受 入	25,411	(15,587) 188,355
東日本大震災 復興特別会計 より受入	25,411	(15,587) 188,355
脱炭素成長型経 済構造移行推進 他会計より受入	59,548	(607) 2,686
エネルギー対 策特別会計よ り受入	59,548	(607) 2,686
租 税	114,300	112,800
公 債 金	131,500,477	(153,121,222) 150,769,124
復興借換公債金	3,164,043	(3,326,663) 3,217,660
脱炭素成長型経 済構造移行借換 公債金	850,833	1,103,446
東日本大震災復 興株式売却収入	169,152	(200,245) 270,850
東日本大震災復 興配当金収入	4,965	(5,440) 8,041
運 用 収 入	98,645	29,281
東日本大震災復 興運用収入	404	145
脱炭素成長型経 済構造移行推進 運用収入	199	—
雑 収 入	291,897	(234,040) 147,145
東日本大震災復 興雑収入	58	(22) —
脱炭素成長型経 済構造移行推進 雑収入	2,748	—
前年度剰余金受 入	—	(—) 9,041
東日本大震災復 興前年度剰余金 受入	—	(—) 0
計	225,138,987	(239,473,695) 236,005,037
(歳 出)		
国債整理支出	220,861,626	(234,821,541) 231,213,854
公債等償還	209,233,972	(224,745,556) 222,195,929
公債利子等支 払	11,505,005	(10,022,751) 8,965,581

公債等償還及 び発行諸費等	122,649	(53,233) 52,344
復興債整理支出	3,364,033	(3,548,101) 3,685,050
脱炭素成長型経 済構造移行債整 理支出	913,328	(1,104,053) 1,106,133
計	225,138,987	(239,473,695) 236,005,037

(注) 6年度の公債金131,500,477百万円は、6年度中に償還期限の到来する公債等の借換えのため「特別会計に関する法律」(平19法23)第46条第1項の規定により発行する公債及び6年度における国債の整理又は償還のため同法第47条第1項の規定により発行した公債(前倒債)に係る公債金収入の見込額である。

(参考)

国債整理基金の年度末基金残高は、次のとおりである。

	6年度予定 (億円)	5年度実績 見込み(億円)
償還財源繰入額 等	740,972	674,237
うち復興債償 還財源	1,700	3,015
うち脱炭素成 長型経済構造 移行債償還財 源	—	—
償 還 額	740,966	674,243
うち復興債	1,700	3,015
うち脱炭素成 長型経済構造 移行債	—	—
差引基金増△減 額	6	△ 6
年度末基金残高	30,045	30,038

#### 4 外国為替資金特別会計

この会計は、政府が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために置かれた外国為替資金の運営に関する経理を明確にするために設けられたものである。外国為替資金の運営に基づく収益金及びその運営に要する経費等を歳入歳出とし、外国為替等の売買等に伴う外国為替資金の受払いは、歳入歳出外として経理される。

6年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して195,000,000百万円としている。

また、「特別会計に関する法律」(平 19 法 23) 第 8 条第 2 項の規定により 5 年度において生ずる決算上の剰余のうち 2,013,332 百万円を 6 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしており、このうち 774,857 百万円を「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令 5 法 69)に基づく防衛力整備計画対象経費の財源に充てることとしている。

なお、株式会社国際協力銀行に対し、グローバル投資強化ファシリティにおいて資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合にあつては、外国為替資金からの貸付けを行う場合がある。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	6 年度(百万円)	5 年度(百万円)
(歳 入)		
外国為替等売買差益	157,750	157,200
運 用 収 入	4,305,212	2,830,933
雑 収 入	3	3
計	4,462,965	2,988,136
(歳 出)		
事 務 取 扱 費	3,147	2,931
諸 支 出 金	524,923	426,364
融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	1	1
国債整理基金特別会計へ繰入	489,149	489,591
防衛力強化一般会計へ繰入	—	1,200,433
予 備 費	300,000	300,000
計	1,317,220	2,419,319

## 5 財政投融资特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産(公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。)の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備

計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が 21 年度末で廃止されたことに伴い、21 年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22 年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

6 年度の主な内容は、次のとおりである。

### (1) 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を 10,000,000 百万円、一時借入金等の限度額を 15,000,000 百万円としている。

### (2) 投 資 勘 定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行、地方公共団体金融機構等の納付金、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、前年度剰余金受入等と合わせて計 736,219 百万円を見積もることとしている。

歳出については、成長力強化に向けた重要分野への投資等のため、474,700 百万円(5 年度当初予算額 429,800 百万円)の産業投資支出を行うこととしている。

また、「特別会計に関する法律」(平 19 法 23)に基づき、この勘定から一般会計への繰入金として、30,536 百万円を計上することとしている。

なお、6 年度においては、地方の財源不足の補填及び森林環境譲与税の譲与財源に充てるため、地方公共団体金融機構の納付金 230,000 百万円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れることとしている。

### (3) 特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、7,694 百万円の特定国有財産整備費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
(1) 財政融資資金勘定		
(歳入)		
資金運用収入	951,712	(785,114) 632,159
公債金	10,000,000	(12,000,000) 5,000,000
財政融資資金より受入	14,856,615	(10,835,145) 9,335,145
積立金より受入	33,695	(251,038) 283,800
雑収入	54,920	(30,254) 11,601
他勘定より受入	—	26
計	25,896,942	(23,901,577) 15,262,730
(歳出)		
財政融資資金へ繰入	10,000,000	(12,000,000) 5,000,000
事務取扱費	7,333	(6,029) 6,059
諸支出金	435,554	(255,647) 206,531
公債等事務取扱費一般会計へ繰入	46	33
国債整理基金特別会計へ繰入	15,453,960	(11,439,807) 9,850,048
防衛力強化一般会計へ繰入	—	200,000
予備費	50	60
計	25,896,942	(23,901,577) 15,262,730

(参考)

「特別会計に関する法律」(平19法23)第65条の規定による金利スワップ取引については、6年度は、想定元本で1,200,000百万円を上限として実施する予定である。

なお、財政融資資金の長期運用予定額は、次のとおりである(「財政投融資計画の説明」参照)。

	6年度(百万円)	5年度(百万円) (当初計画)
特別会計	44,600	127,600
政府関係機関	6,079,100	8,292,200
独立行政法人等	1,837,300	1,866,300
地方公共団体	2,325,800	2,423,800
計	10,286,800	12,709,900

(2) 投資勘定

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
(歳入)		
運用収入	612,770	(423,370) 433,762

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
償還金収入	22,157	(12,950) 14,080
利子収入	81	(72) 688
納付金	257,793	(164,695) 140,948
配当金収入	230,609	(225,919) 258,170
出資回収金収入	102,130	(19,733) 19,875
雑収入	0	3
前年度剰余金受入	123,449	(593,333) 661,470
計	736,219	(1,016,707) 1,095,235
(歳出)		
産業投資支出	474,700	(429,800) 502,800
事務取扱費	883	108
一般会計へ繰入	30,536	—
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	230,000	(150,000) 50,000
国債整理基金特別会計へ繰入	0	0
地方公共団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入	—	26
防衛力強化一般会計へ繰入	—	436,673
予備費	100	100
計	736,219	(1,016,707) 989,707

なお、この勘定の投資計画は、次のとおりである(「財政投融資計画の説明」参照)。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
出資金		
株式会社日本政策金融公庫	—	28,800
沖縄振興開発金融公庫	7,000	7,000
株式会社国際協力銀行	116,000	(90,000) 113,000
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,000	1,200
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	84,800	139,200

株式会社脱炭素化支援機構	25,000	40,000
株式会社日本政策投資銀行	85,000	(40,000) 90,000
株式会社産業革新投資機構	80,000	—
株式会社海外需要開拓支援機構	9,000	8,000
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	29,900	51,200
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	36,000	24,400
計	474,700	(429,800) 502,800

(注) 「産業競争力強化法」(平 25 法 98)の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けたときにおいて、当該特定政府出資会社の上記出資金の計画額のうち出資するに至っていない金額がある場合には、この金額は、株式会社産業革新投資機構に承継されるものとする。

### (3) 特定国有財産整備勘定

#### (歳 入)

国有財産売却収入	11,251	13,282
雑 収 入	52	79
前年度剰余金受入	40,624	56,683
計	51,927	70,044

#### (歳 出)

特定国有財産整備費	7,694	18,547
事務取扱費	573	587
予 備 費	—	10
計	8,267	19,144

## 6 エネルギー対策特別会計

この会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分され、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を明確にするために設けられたものであり、それぞれの対策に要する費用の財源に充てる額は一般会計からの繰入れ、財政融資資金からの借入金等である。

また、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令 5 法 32)に基づき、カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとした公債の発行により、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用(以下「脱炭素成長型経済構造移行費用」という。)の財源に充てることとしている。

6 年度の主な内容は、次のとおりである。

### (1) エネルギー需給勘定

#### (イ) 燃料安定供給対策

石油・天然ガスの安定供給確保のため、必要な開発案件への支援、石油・天然ガスの探鉱及び地質構造の調査並びに石油・天然ガス開発関連技術の研究開発の効果的・効率的な推進のために必要な経費を計上しているほか、石油等の備蓄の着実な維持・管理に必要な経費を計上している。さらに、開発・精製分野を中心とした産油・産ガス・産炭国との共同研究、人的交流、投資促進事業など、我が国の強みを活かした資源外交の展開等の施策に要する経費を計上している。

また、国内石油精製機能の強化等による石油供給構造の高度化や、石油製品販売業等における安全確保対策、石油製品需給適正化調査等の施策に必要な経費を計上している。

#### (ロ) エネルギー需給構造高度化対策

内外の経済的、社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るため、再生可能エネルギーの利用拡大のための技術開発に要する経費及び省エネルギー設備等の導入支援に要する経費等を計上している。

また、脱炭素成長型経済構造移行費用として、革新的技術の早期確立・社会実装に要する経費等を計上している。

### (2) 電源開発促進勘定

電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策を実施することとしており、それぞれの対策については、電源開発促進税収の



375分の161を基礎として算出した電源立地対策に係る繰入相当額、375分の146を基礎として算出した電源利用対策に係る繰入相当額及び375分の68を基礎として算出した原子力安全規制対策に係る繰入相当額のうち、必要額を一般会計から繰り入れることとしている。

また、脱炭素成長型経済構造移行費用の財源に充てる額はエネルギー需給勘定から繰り入れることとしている。

(イ) 電源立地対策

発電用施設(原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設、核燃料サイクル施設等)の設置及び運転の円滑化のため、同施設の所在市町村等に対し、公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る経費に充てるための交付金を交付することとしている。

また、「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」(5年12月22日原子力災害対策本部決定)を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構に資金交付を行うこととしている。

(ロ) 電源利用対策

安定的な電力供給源であり、かつ、地球環境面の負荷が低い電源の開発及び利用の促進を図るため、これらの電源を効果的に活用する利用技術、原子力発電所の安全性向上等のための研究開発に要する経費を計上しているほか、核燃料物質の再処理並びに放射性廃棄物の処理及び処分、これらに関する研究開発及び事故対応・安全対策に要する経費として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する運営費交付金等を計上している。

また、脱炭素成長型経済構造移行費用として、高速炉・高温ガス炉の実証炉に係る研究開発に要する経費を計上している。

(ハ) 原子力安全規制対策

原子力発電施設等(原子力発電施設、核燃料サイクル施設等)の安全規制の措置を

適正に実施するための審査・検査等及び原子力発電施設等の安全性に関する調査研究に要する経費を計上しているほか、原子力発電施設等の周辺地域の安全を確保するための防災体制の強化、原子力事故による被災者の健康管理・健康調査等に要する経費等を計上している。

(3) 原子力損害賠償支援勘定

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23法94)に基づき、東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

なお、「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」(5年12月22日原子力災害対策本部決定)を踏まえた原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付する交付国債の発行限度額の引上げに伴い、交付国債の償還金等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れを増額することとしている。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
(1) エネルギー需給勘定		
(歳入)		
燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策財源一般会計より受入	476,089	(515,836) 663,037
脱炭素成長型経済構造移行推進一般会計より受入	—	(—) 44
脱炭素成長型経済構造移行公債金	663,281	(506,149) 1,547,783
石油証券及借入金収入	1,568,100	1,537,500
備蓄石油売払代雑収入	28,719	29,061
脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入	69,619	14,791
前年度剰余金受入	0	—
	200,899	(171,461) 294,956

独立行政法人エネルギー・金属 鉱物資源機構納 付金収入	—	2,480
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構納 付金収入	—	9,867
計	3,006,707	(2,787,144) 4,099,518
(歳出)		
燃料安定供給対 策費	276,752	(279,790) 332,037
エネルギー需給 構造高度化対策 費	281,894	(316,151) 509,205
脱炭素成長型経 済構造移行推進 対策費	386,412	(493,054) 1,532,652
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構運 営費	129,242	(138,389) 143,385
脱炭素成長型経 済構造移行推進 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構運 営費	41,000	—
独立行政法人エネルギー・金属 鉱物資源機構運 営費	36,408	(26,601) 46,999
独立行政法人エネルギー・金属 鉱物資源機構出 資	115,550	48,555
脱炭素成長型経 済構造移行推進 機構出資	120,000	—
事務取扱費	9,811	7,443
脱炭素成長型経 済構造移行推進 電源開発促進勘 定へ繰入	56,310	12,345
諸支出金	0	0
脱炭素成長型経 済構造移行推進 諸支出金	0	—
融通証券等事務 取扱費一般会計 へ繰入	0	0
脱炭素成長型経 済構造移行推進 公債事務取扱費 一般会計へ繰入	11	143
国債整理基金特 別会計へ繰入	1,491,099	1,461,056

脱炭素成長型経 済構造移行推進 国債整理基金特 別会計へ繰入	59,548	(607) 2,686
予備費	2,670	3,010
計	3,006,707	(2,787,144) 4,099,518
(2) 電源開発促進勘定 (歳入)		
電源立地対策財 源一般会計より 受入	162,005	148,084
電源利用対策財 源一般会計より 受入	108,968	(105,165) 125,345
原子力安全規制 対策財源一般会 計より受入	42,860	(42,032) 46,752
脱炭素成長型経 済構造移行推進 エネルギー需給 勘定より受入	56,310	12,345
雑収入	1,404	1,345
脱炭素成長型経 済構造移行推進 雑収入	0	—
前年度剰余金受 入	18,534	25,441
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構納 付金収入	—	45
計	390,081	(334,458) 359,357
(歳出)		
電源立地対策費	170,771	162,234 (12,877)
電源利用対策費	16,634	12,997
脱炭素成長型経 済構造移行推進 対策費	56,310	12,345
原子力安全規制 対策費	26,678	(26,658) 29,972
国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構運営 費	93,390	(93,448) 97,046
事務取扱費	26,117	(26,101) 27,507
諸支出金	0	0
脱炭素成長型経 済構造移行推進 諸支出金	0	—
国立研究開発法人日本原子力研究 開発機構施設 整備費	—	(285) 16,746

予備費	180	510
計	390,081	(334,458) 359,357
(3) 原子力損害賠償支援勘定		
(歳入)		
原子力損害賠償 支援資金より受入	4,295	4,585
原子力損害賠償 支援証券及借入金収入	12,594,500	10,933,100
原子力損害賠償・ 廃炉等支援機構納付金収入	0	0
雑収入	1	1
前年度剰余金受入	267	161
計	12,599,063	10,937,847
(歳出)		
事務取扱費	1	1
国債整理基金特別 会計へ繰入	12,599,062	10,937,846
計	12,599,063	10,937,847

## 7 労働保険特別会計

この会計は、「労働者災害補償保険法」(昭22法50)による労働者災害補償保険事業及び「雇用保険法」(昭49法116)による雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたもので、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の3勘定より成っている。

6年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から7百万円を受け入れることとしている。

保険給付費については、5年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

社会復帰促進等事業費については、個々の事業の精査を行い、所要の額を計上している。

(2) 雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として1,271,501百万円を計上し、それに対する国庫負担として一般会計からの繰入18,435百万円を計上している。また、育児休業給付の支給に要する費用として855,524百万円を計上し、それに対する国庫負担として、負担割合を現行の80分の1から本則の8分の1に引き上げ、一般会計から

の繰入106,941百万円を計上している。このほか、雇用保険事業の事務に要する経費に充てるため、一般会計から825百万円を受け入れることとしている。

就職支援法事業については、雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用として、事務費を除き22,280百万円(うち一般会計からの繰入6,127百万円)を計上している。

雇用安定事業等については、非正規雇用労働者の処遇改善等、リ・スキリングによる能力向上支援、労働移動の円滑化等について所要の額を計上している。

また、「特別会計に関する法律」(平19法23)に基づき、この勘定から一般会計への繰入金として、196,421百万円を計上し、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令5法69)に基づく防衛力整備計画対象経費の財源に充てることとしている。

(3) 徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要な経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
(1) 労働勘定		
(歳入)		
他勘定より受入	956,688	916,491
一般会計より受入	7	7
未経過保険料受入	25,400	23,765
支払備金受入	164,567	162,314
運用収入	91,848	98,029
独立行政法人労働者健康安全機構納付金	732	—
雑収入	20,959	22,588
計	1,260,201	1,223,193
(歳出)		
労働安全衛生対策費	24,198	25,690
保険給付費	770,764	756,740

職務上年金給付 費年金特別会計 へ繰入	5,413	5,711
職務上年金給付 費等交付金	4,566	4,671
社会復帰促進等 事業費	126,658	125,512
独立行政法人労 働者健康安全機 構運営費	12,180	11,233
独立行政法人労 働者健康安全機 構施設整備費	1,413	1,332
仕事生活調和推 進費	10,755	10,684
中小企業退職金 共済等事業費	1,443	1,480
独立行政法人労 働政策研究・研 修機構運営費	145	126
個別労働紛争対 策費	1,806	1,817
業務取扱費	75,870	71,426
施設整備費	1,826	1,175
保険料返還金等 徴収勘定へ繰入	50,764	45,421
予備費	2,300	6,200
計	1,090,103	1,069,218
(2) 雇用勘定 (歳入)		
他勘定より受入	3,236,079	3,080,707
一般会計より受入	132,327	34,927
運用収入	1	1
雑収入	45,800	33,125
前年度国庫負担 金受入超過額受入	196,421	(-) 628
積立金より受入	—	461,022
独立行政法人勤 労者退職金共済 機構納付金	—	955
独立行政法人高 齢・障害・求職 者雇用支援機構 納付金	—	38,074
計	3,610,628	(3,648,810) 3,649,438
(歳出)		
労使関係安定形 成促進費	369	369
男女均等雇用対 策費	23,081	14,701
中小企業退職金 共済等事業費	5,953	5,866

独立行政法人勤 労者退職金共済 機構運営費	28	28
個別労働紛争対 策費	2,041	1,933
職業紹介事業等 実施費	86,477	(89,044) 89,132
地域雇用機会創 出等対策費	141,103	765,120
高齢者等雇用安 定・促進費	228,498	(202,888) 203,169
失業等給付費	1,271,501	1,256,113
育児休業給付費	855,524	762,469
就職支援法事業 費	23,218	24,283
職業能力開発強 化費	65,027	(60,013) 60,105
若年者等職業能 力開発支援費	3,325	(3,404) 3,423
独立行政法人高 齢・障害・求職 者雇用支援機構 運営費	72,253	69,949
独立行政法人高 齢・障害・求職 者雇用支援機構 施設整備費	4,783	4,707
障害者職業能力 開発支援費	1,596	1,579
技能継承・振興 推進費	4,451	3,828
独立行政法人勤 労政策研究・研 修機構運営費	1,908	1,664
業務取扱費	134,576	132,739
施設整備費	4,239	3,750
育児休業給付資 金へ繰入	66,506	21,562
保険料返還金等 徴収勘定へ繰入	24,084	25,256
防衛力強化一般 会計へ繰入	196,421	—
国債整理基金特 別会計へ繰入	—	374
予備費	55,000	56,000
計	3,271,963	(3,507,640) 3,508,120
(3) 徴収勘定 (歳入)		
保険料収入	4,161,831	3,994,836
印紙収入	194	197
一般会計より受入	238	229
一般拠出金収入	4,272	4,149
他勘定より受入	74,848	70,677

雑 収 入	1,612	1,816
前年度剰余金受入	37,268	7,767
計	4,280,263	4,079,671
(歳 出)		
業 務 取 扱 費	39,564	36,827
保険給付費等財 源労災勘定へ繰入	956,688	916,491
失業等給付費等 財源雇用勘定へ繰入	3,236,079	3,080,707
諸 支 出 金	47,832	45,546
予 備 費	100	100
計	4,280,263	4,079,671

## 8 年金特別会計

この会計は、「国民年金法」(昭34法141)、「厚生年金保険法」(昭29法115)及び「健康保険法」(大11法70)に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」(昭46法73)等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づく子どものための教育・保育給付等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

6年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定や共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。
- (2) 国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平16法166)に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、2,192,874百万円を一般会計から受け入れることとしている。
- (3) 厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見

込むとともに、10,714,231百万円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、27年度(10月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

- (4) 健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、5,778百万円を受け入れることとしている。
- (5) 子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当の支給に必要な所要額を計上するとともに、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費や、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。

歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2,619,734百万円を受け入れることとしている。また、「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づき、10年度にかけて、「加速化プラン」の安定財源を確保するまでの間のつなぎとして子ども・子育て支援特例公債(仮称)を発行することとしており、6年度は児童手当交付金等に充てることとしている。

- (6) 業務勘定においては、業務の取扱い等に必要経費(日本年金機構に対する運営費を含む。)を計上している。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
(1) 基礎年金勘定		
(歳 入)		
拠出金等収入	27,209,653	26,257,761
運 用 収 入	87	282

積立金より受入	3,123,893	2,586,115
雑 収 入	11,323	10,824
計	30,344,956	28,854,982
(歳 出)		
基礎年金給付費	30,037,732	28,372,593
基礎年金相当給 付費他勘定へ繰 入及交付金	246,502	368,561
諸 支 出 金	722	828
予 備 費	60,000	113,000
計	30,344,956	28,854,982

(2) 国民年金勘定

(歳 入)		
保険料収入	1,232,219	1,133,269
一般会計より受 入	2,192,874	1,994,984
基礎年金勘定よ り受入	71,330	133,501
運 用 収 入	1	1
積立金より受入	531,411	418,289
年金積立金管理 運用独立行政法 人納付金	213,738	242,804
独立行政法人福 祉医療機構納付 金	1,840	2,148
雑 収 入	687	782
前年度剰余金受 入	13	26
計	4,244,113	3,925,804

(歳 出)

特別障害給付金 給付費	2,407	2,440
福祉年金給付費	10	9
国民年金給付費	231,209	289,350
基礎年金給付費 等基礎年金勘定 へ繰入	3,880,841	3,507,742
年金相談事業費 等業務勘定へ繰 入	64,417	64,645
諸 支 出 金	64,729	60,418
予 備 費	500	1,200
計	4,244,113	3,925,804

(3) 厚生年金勘定

(歳 入)		
保険料収入	35,228,460	33,995,629
一般会計より受 入	10,714,231	10,484,349
労働保険特別会 計より受入	5,413	5,711
基礎年金勘定よ り受入	130,895	179,940

存続厚生年金基 金等徴収金	847	1,005
解散厚生年金基 金等徴収金	16,621	48,098
実施機関拠出金 収入	4,710,935	4,427,021
存続組合等納付 金	29,894	37,414
運 用 収 入	20	19
積立金より受入	523,879	675,058
年金積立金管理 運用独立行政法 人納付金	170,000	496,000
独立行政法人福 祉医療機構納付 金	33,306	38,876
雑 収 入	12,726	19,612
計	51,577,228	50,408,732

(歳 出)

保険給付費	25,344,552	24,987,625
実施機関保険給 付費等交付金	5,052,202	4,755,919
基礎年金給付費 等基礎年金勘定 へ繰入	20,856,890	20,325,185
年金相談事業費 等業務勘定へ繰 入	256,314	223,684
諸 支 出 金	17,271	18,320
予 備 費	50,000	98,000
計	51,577,228	50,408,732

(4) 健康勘定

(歳 入)		
保険料収入	11,253,739	11,049,619
一般会計より受 入	5,778	5,748
日雇拠出金収入	66	175
運 用 収 入	0	0
業務勘定より受 入	51	60
借 入 金	1,436,702	1,440,920
雑 収 入	13	0
前年度剰余金受 入	104,545	18,370
計	12,800,894	12,514,890

(歳 出)

保険料等交付金	11,306,366	11,023,401
業務取扱費等業 務勘定へ繰入	45,761	40,474
諸 支 出 金	6,287	4,348
国債整理基金特 別会計へ繰入	1,442,480	1,446,668
計	12,800,894	12,514,890

(5) 子ども・子育て支援勘定

(歳入)		
事業主拠出金収入	730,942	680,831
一般会計より受入	2,619,734	(2,503,337) 2,465,147
積立金より受入	103,457	(84,642) 92,342
子ども・子育て支援特例公債金	221,896	—
雑収入	10,368	7,583
前年度剰余金受入	70,853	(68,289) 190,047
計	3,757,249	(3,344,681) 3,435,949
(歳出)		
児童手当等交付金	1,524,557	1,219,879
子ども・子育て支援推進費	1,762,298	(1,700,841) 1,762,872
地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	459,197	(411,080) 413,978
業務取扱費	4,091	(4,063) 30,402
諸支出金	417	417
子ども・子育て支援特例公債事務取扱費一般会計へ繰入	1	—
国債整理基金特別会計へ繰入	2,688	—
予備費	4,000	8,400
計	3,757,249	(3,344,681) 3,435,949
(6) 業務勘定		
(歳入)		
一般会計より受入	106,360	(107,342) 107,421
他勘定より受入	368,239	330,545
特別保健福祉事業資金より受入	18	40
独立行政法人福祉医療機構納付金	42	49
雑収入	4,552	5,751
前年度剰余金受入	14,719	12,986
計	493,930	(456,714) 456,792
(歳出)		
業務取扱費	41,941	(41,434) 41,513
社会保険オンラインシステム費	126,564	103,220

日本年金機構運営費	325,331	311,948
独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	65	60
一般会計へ繰入	18	40
予備費	12	12
計	493,930	(456,714) 456,792

## 9 食料安定供給特別会計

この会計は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88)に基づく交付金を交付する農業経営安定事業、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平 6 法 113)及び「飼料需給安定法」(昭 27 法 356)に基づく米麦等の買入れ、売渡し等を行う食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、「農業保険法」(昭 22 法 185)に基づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険に係る国の再保険事業等、「漁船損害等補償法」(昭 27 法 28)に基づく漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る国の再保険事業並びに「漁業災害補償法」(昭 39 法 158)に基づく漁獲、養殖、特定養殖及び漁業施設共済に係る国の保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

なお、「土地改良法」(昭 24 法 195)に基づく国営土地改良事業、土地改良関係受託工事等に関する経理を行うため設けられた国営土地改良事業特別会計が 20 年度より一般会計に統合されたことに伴い、10 年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した地区のうち 19 年度末までに工事が完了しなかった地区における事業(以下「未完了借入事業」という。)について、当該事業が完了するまでの間、借入金をもってその財源とすることができるよう、20 年度から未完了借入事業の工事の全部が完了する年度までの間の経過措置として国営土地改良事業勘定が設けられている。

6 年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 農業経営安定勘定においては、「農業の

担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平 18 法 88)に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。

(2) 食糧管理勘定においては、歳入として、米麦等の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入 399,600 百万円等を計上しており、歳出として、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米等及び輸入小麦等の買入れ、売渡し等に必要な経費を計上している。国内米については買入数量 208 千トン、売却数量 208 千トン、輸入米等については買入数量 775 千トン、売却数量 775 千トン、輸入小麦等については買入数量 4,835 千トン、売却数量 4,835 千トンと見込んでいる。買入価格及び米等の売渡価格については、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上しており、輸入小麦等の売渡価格については、6 年 4 月 1 日以降に見込まれる価格等で計上している。輸入飼料については小麦 250 千トン及び大麦 100 千トンの売却並びにこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。

(3) 農業再保険勘定においては、最近における共済金額の趨勢等を考慮して、農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。

(4) 漁船再保険勘定においては、最近における保険金額の趨勢等を考慮して、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。

(5) 漁業共済保険勘定においては、最近における共済金額の趨勢等を考慮して、保険金の支払に必要な経費等を計上している。

(6) 業務勘定においては、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における事務取扱い等に必要な経費を計上している。

(7) 国営土地改良事業勘定においては、かんがい排水事業 2 地区の工事を施行するために

必要な経費等を計上している。

なお、この勘定においては、財政融資資金の借入れ 700 百万円を予定している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	6 年度(百万円)	5 年度(百万円)
(1) 農業経営安定勘定		
(歳 入)		
食糧管理勘定より受入	91,300	91,300
一般会計より受入	99,176	110,476
独立行政法人農畜産業振興機構納付金	10,926	13,815
雑 収 入	0	0
前年度剰余金受入	39,974	35,833
計	241,376	251,424
(歳 出)		
農業経営安定事業費	241,222	251,260
事務取扱費業務勘定へ繰入	64	64
予 備 費	90	100
計	241,376	251,424
(2) 食糧管理勘定		
(歳 入)		
食糧売払代	584,946	(622,162) 562,620
輸入食糧納付金	502	452
一般会計より受入	132,180	(131,000) 171,000
食糧証券収入	399,600	(361,466) 324,800
雑 収 入	11,191	11,601
前年度剰余金受入	—	(—) 44,329
計	1,128,420	(1,126,681) 1,114,802
(歳 出)		
食糧買入費	615,181	654,750
食糧管理費	37,659	36,763
交付金等他勘定へ繰入	113,060	(104,451) 103,987
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	0
国債整理基金特別会計へ繰入	280,520	(245,717) 234,302
予 備 費	82,000	85,000



計	1,128,420	(1,126,681) 1,114,802
(3) 農業再保険勘定 (歳入)		
農業再保険収入	60,205	(64,793) 64,789
再保険料	795	795
一般会計より受入	53,899	(50,509) 50,505
前年度繰越資金受入	5,510	13,489
積立金より受入	39,242	39,617
雑収入	1	1
計	99,449	(104,411) 104,407
(歳出)		
農業再保険費及 交付金	80,338	85,330
事務取扱費業務 勘定へ繰入	937	(874) 870
予備費	14,300	18,000
計	95,575	(104,204) 104,200
(4) 漁船再保険勘定 (歳入)		
漁船再保険収入	7,966	(7,882) 7,861
再保険料	0	0
一般会計より受入	6,909	(6,943) 6,922
前年度繰越資金受入	1,057	939
積立金より受入	84	100
雑収入	6	0
計	8,056	(7,982) 7,961
(歳出)		
漁船再保険費及 交付金	6,380	6,266
事務取扱費業務 勘定へ繰入	538	(559) 538
予備費	90	100
計	7,008	(6,925) 6,903
(5) 漁業共済保険勘定 (歳入)		
漁業共済保険収入	28,805	(14,610) 14,605
保険料	0	0
一般会計より受入	12,382	(12,044) 12,039
前年度繰越資金受入	16,423	2,566

雑収入	0	0
計	28,805	(14,610) 14,605
(歳出)		
漁業共済保険費 及交付金	9,926	10,328
事務取扱費業務 勘定へ繰入	116	(116) 112
国債整理基金特 別会計へ繰入	2,340	2,340
予備費	70	100
計	12,452	(12,884) 12,879
(6) 業務勘定 (歳入)		
他勘定より受入	23,415	(14,765) 14,270
雑収入	0	0
前年度剰余金受入	—	(—) 450
計	23,415	(14,765) 14,720
(歳出)		
事務取扱費	23,265	(14,565) 14,520
予備費	150	200
計	23,415	(14,765) 14,720
(7) 国営土地改良事業勘定 (歳入)		
一般会計より受入	2,853	(4,514) 4,488
土地改良事業費 負担金収入	3,931	5,659
借入金	700	800
雑収入	64	134
前年度剰余金受入	23	23
計	7,571	(11,130) 11,104
(歳出)		
土地改良事業費	2,982	4,654
土地改良事業工 事諸費	478	(775) 750
土地改良事業費 負担金等収入一 般会計へ繰入	709	1,481
東日本大震災復 興土地改良事業 費負担金等収入 一般会計へ繰入	1	1

東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入	26	26
東日本大震災復興特別会計へ繰入		
国債整理基金特別会計へ繰入	3,194	3,993
予備費	180	200
計	7,571	(11,130) 11,104

## 10 国有林野事業債務管理特別会計

この会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した借入金に係る債務の処理に関する経理を明確にするため、この債務の処理が終了する年度までの間に限って設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
(歳入)		
一般会計より受入	25,815	(29,114) 37,033
借入金	314,300	(314,900) 306,000
計	340,115	(344,014) 343,033
(歳出)		
国債整理基金特別会計へ繰入	340,115	(344,014) 343,033

(注) 6年度の借入金314,300百万円は、「特別会計に関する法律」(平19法23)附則第206条の6の規定に基づき、6年度中に償還期限の到来する借入金の借換えに係る借入見込額であり、借入金債務残高が増加するものではない。

## 11 特許特別会計

この会計は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするために設けられたものである。

(1) 歳入については、出願人からの特許出願、審査請求等の特許料等収入の見込額を計上しているほか、前年度剰余金受入等を計上している。

(2) 歳出については、工業所有権に関する情報提供及び人材育成支援等を行う独立行政法人工業所有権情報・研修館に対する運営費交付金を計上しているほか、特許行政運営に必要な人件費及び事務費、特許等工業所有権に

関する審査審判等の処理促進に必要な経費、特許事務システムの開発及び運営に必要な経費、特許庁庁舎の施設整備に伴う工事等を行うために必要な経費等を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
(歳入)		
特許印紙収入	3,177	3,241
特許料等収入	150,581	148,203
一般会計より受入	54	1,845
独立行政法人工業所有権情報・研修館納付金収入	4,012	—
雑収入	254	214
前年度剰余金受入	78,836	64,639
計	236,915	218,142
(歳出)		
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	11,554	10,561
事務取扱費	139,437	134,229
施設整備費	1,024	432
予備費	100	200
計	152,115	145,421

## 12 自動車安全特別会計

この会計は、「自動車損害賠償保障法」(昭30法97)に基づく自動車事故対策事業等及び「道路運送車両法」(昭26法185)に基づく自動車の検査、登録等の事務に関する国の経理を明確にするために設けられたものである。

また、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平25法76)に基づく社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、空港整備事業等に関する経理を26年度から借入金償還完了年度の末日までの間、空港整備勘定において行うこととしている。

6年度の主な内容は、次のとおりであるが、自動車事故対策勘定において、「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平6法43)等に基づき、同法等に規定する運用収入に相当する額の一部について、一般会計から

6,500 百万円を受け入れることとしている。

(1) 自動車事故対策勘定

(イ) 自動車事故対策として事故相談事業等を実施する者に対し、9,809 百万円の補助金等を計上している。

(ロ) 自動車運転者に対する適性診断、自動車事故の被害者に対する資金の貸付け、重度後遺障害者の治療及び養護を行う施設の運営等を行う独立行政法人自動車事故対策機構に対する運営費交付金及び施設整備費補助金を計上している。

(ハ) ひき逃げ及び無保険車による事故の被害者の損害をてん補するため、988 百万円の自動車損害賠償保障金を計上している。

(ニ) 15 年 3 月 31 日までに引き受けた再保険等に対する保険金の支払のため、112 百万円の再保険金等を計上している。

(2) 自動車検査登録勘定

(イ) 6 年度検査関係業務件数を 27,075 千件、6 年度登録関係業務件数を 35,713 千件と見込んでいる。

(ロ) 自動車の検査、登録等の際に、自動車重量税の納付の確認等の事務を行うため、当該事務の実施に要する経費の財源を一般会計から受け入れることとしている。

(ハ) 自動車等が保安基準に適合するかどうかの審査、リコールの技術的な検証及び自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行う独立行政法人自動車技術総合機構に対する運営費交付金及び施設整備費補助金を計上している。

(ニ) 自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、デジタル化を進めることとしている。

(3) 空港整備勘定

(イ) 歳入については、空港使用料収入のほか、空港整備事業に係る施設の整備に要する資金の一部に充てるため、財政融資資金の借入れ 36,000 百万円を予定している。また、航空機燃料税収入の空港整備事業に要する経費の財源に充てるための一般会計か

らの受入 29,491 百万円、直轄事業に係る地方公共団体の負担金収入等を計上している。

(ロ) 歳出については、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能拡充に必要な事業等を重点的に実施するとともに、福岡空港においては、引き続き、滑走路増設事業を実施することとしている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	6 年度(百万円)	5 年度(百万円)
(1) 自動車事故対策勘定		
(歳 入)		
賦課金収入	10,513	8,517
積立金より受入	2,659	5,284
一般会計より受入	6,500	(5,950) 7,261
償還金収入	462	403
雑収入	786	1,249
前年度剰余金受入	61,601	61,575
計	82,520	(82,978) 84,289
(歳 出)		
被害者保護増進等事業費	9,809	(9,706) 10,312
独立行政法人自動車事故対策機構運営費	9,658	(9,398) 9,626
独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	171	(616) 1,094
自動車損害賠償保障事業費	1,276	1,332
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	1,195	1,143
再保険及保険費	112	149
予備費	50	60
計	22,271	(22,404) 23,715
(2) 自動車検査登録勘定		
(歳 入)		
検査登録印紙収入	22,488	23,095
検査登録手数料収入	15,247	14,268
一般会計より受入	265	(262) 263

他勘定より受入	1,195	1,143
雑 収 入	137	127
前年度剰余金受入	6,975	6,888
計	46,307	(45,781) 45,782
(歳 出)		
独立行政法人自動車技術総合機構運営費	2,155	2,109
独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	1,831	1,195
業 務 取 扱 費	37,823	(36,264) 36,265
施 設 整 備 費	1,687	1,553
予 備 費	100	150
計	43,596	(41,272) 41,274
(3) 空港整備勘定		
(歳 入)		
空港使用料収入	221,996	163,801
一般会計より受入	29,491	27,348
地方公共団体工事費負担金収入	8,771	8,325
借 入 金	36,000	118,500
償 還 金 収 入	9,169	9,095
受託工事納付金収入	92	192
空港等財産処分収入	160	60
雑 収 入	55,572	53,201
前年度剰余金受入	33,263	12,246
計	394,513	392,770
(歳 出)		
空港等維持運営費	156,058	146,948
空港整備事業費	141,505	129,744
北海道空港整備事業費	10,350	10,497
離島空港整備事業費	2,824	1,618
沖縄空港整備事業費	11,413	11,435
航空路整備事業費	26,608	27,343
成田国際空港等整備事業資金貸付金	10,100	12,000
空港等整備事業工事諸費	1,711	1,694
受 託 工 事 費	92	192

空港等災害復旧事業費	288	288
国債整理基金特別会計へ繰入	33,263	33,885
空港整備事業資金貸付金	—	9,250
北海道空港整備事業資金貸付金	—	6,039
地域公共交通維持・活性化推進費	—	1,506
予 備 費	300	330
計	394,513	392,770

### 13 東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
(歳 入)		
復興特別所得税	376,000	(442,000) 447,200
一般会計より受入	5,721	(29,795) 36,253
特別会計より受入	26	26
復興公債金	146,100	(99,800) —
公共事業費負担金収入	22	7
雑 収 入	105,197	(158,358) 158,490
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	—	153
前年度剰余金受入	—	(—) 156,336
計	633,066	(730,139) 798,465
(歳 出)		

歳出については、復興事業等を行うため、633,066百万円を計上している。

なお、「復興庁設置法」(平23法125)に基づき、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として470,668百万円を一括計上している。

6年度の主な内容は、次のとおりである。

#### (1) 災害救助等関係経費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
3,059	3,598

① 災害救助費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
417	666

この経費は、「災害救助法」(昭22法118)に基づき、県が提供する応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる、民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の家賃の支払等に要する費用の負担に必要な経費である。

② 被災者緊急支援経費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
2,642	2,932

この経費は、東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア等を行うためのスクールカウンセラー等の活用等に必要経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
復興特区支援利子補給金	399	494
災害援護貸付金等	45	62
緊急スクールカウンセラー等活用事業費	1,503	1,572
被災児童生徒就学支援等事業交付金	695	804
計	2,642	2,932

(2) 復興関係公共事業等

6年度(百万円)	5年度(百万円)
56,039	(50,713) 50,711

① 災害復旧等事業費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
7,065	6,072

この経費は、東日本大震災により被害を受けた公共土木施設等の災害復旧事業及び災害関連事業に必要な経費である。

復旧については、その早期復旧を図るため、復旧進度に応じた必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	災害復旧事業費(百万円)	災害関連事業費(百万円)	計(百万円)
農林水産省	543	4	547

国土交通省	6,518	—	6,518
計	7,061	4	7,065

② 一般公共事業関係費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
44,663	(40,308) 40,306

この経費は、東日本大震災からの復興事業として住宅対策、農業農村整備事業、森林整備事業、社会資本総合整備事業等を推進するために必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 住宅都市環境整備事業費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
21,600	21,910

この経費は、住宅対策に必要な経費である。

(ロ) 公園水道廃棄物処理等施設整備費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
2,301	(829) 827

この経費は、廃棄物処理施設整備事業及び国営公園等事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
廃棄物処理施設整備事業	1,190	409
国営公園等事業(国営追悼・祈念施設)	1,111	(420) 418
計	2,301	(829) 827

(ハ) 農林水産基盤整備事業費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
4,586	5,273

この経費は、農業農村整備事業、森林整備事業及び農山漁村地域整備事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
農業農村整備事業	510	610
森林整備事業	3,991	4,413
農山漁村地域整備事業	85	250
計	4,586	5,273

(二) 社会資本総合整備事業費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
16,176	11,553

この経費は、社会資本総合整備事業に必要な経費である。

(ホ) 治山治水対策事業費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
—	462

前年度限りの経費である。

(ヘ) 道路整備事業費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
—	3

前年度限りの経費である。

(ト) 港湾空港鉄道等整備事業費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
—	277

前年度限りの経費である。

③ 施設費等

6年度(百万円)	5年度(百万円)
4,311	4,334

この経費は、広域的に生産から加工までが一体となった高付加価値生産等を展開する産地の拠点となる農業用施設の整備等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
警察施設整備費	301	209
消防防災施設災害復旧費	7	—
公立学校施設災害復旧費	32	13
私立学校施設災害復旧費	—	18
保健衛生施設等災害復旧費	679	760
保健衛生施設等設備災害復旧費	—	11
福島県高付加価値産地展開支援事業費	2,438	2,438
特用林産施設体制整備復興事業費	855	885
計	4,311	4,334

(3) 災害関連融資関係経費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
1,285	(1,573) 1,327

① 中小企業等関係費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
144	(222) 122

この経費は、東日本大震災による被災中小企業者の事業再建及び経営安定のための融資の実施に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
株式会社日本政策金融公庫出資金(財務省分)	100	(140) 40
株式会社日本政策金融公庫出資金(厚生労働省分)	16	22
株式会社日本政策金融公庫出資金(経済産業省分)	28	60
計	144	(222) 122

② 農林漁業者等関係費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
1,141	(1,351) 1,205

この経費は、東日本大震災による被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	473	(561) 449
農業経営金融支援対策費補助金	406	(497) 478
漁業者等緊急保証対策事業費	125	(154) 143
漁業信用保険事業交付金	112	105
林業振興事業費補助金	23	27
株式会社日本政策金融公庫補給金	2	(7) 3
計	1,141	(1,351) 1,205

(4) 地方交付税交付金

6年度(百万円)	5年度(百万円)
56,974	62,246

この経費は、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置する必要があるため、その措置に必要な地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

(5) 原子力災害復興関係経費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
332,731	(416,157) 377,555

① 除去土壌等の適正管理・原状回復等

6年度(百万円)	5年度(百万円)
160,514	(272,614) 234,549

この経費は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平23法110)等に基づき行う除去土壌等の適正管理・原状回復等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業費	3,679	3,734
中間貯蔵施設の整備等経費	100,806	(178,646) 163,615
放射性物質汚染廃棄物処理事業費	35,736	(67,993) 49,959
除去土壌等の適正管理・原状回復等の実施経費	14,981	16,929
その他	5,312	(5,312) 312
計	160,514	(272,614) 234,549

② 福島再生加速化交付金等

6年度(百万円)	5年度(百万円)
172,217	(143,542) 143,005

この経費は、福島の再生を加速するため、

特定復興再生拠点の整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の施策の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
福島再生加速化交付金	60,150	60,179
福島生活環境整備・帰還再生加速事業費	5,287	8,012
原子力損害賠償紛争審査会の開催等経費	2,909	(2,972) 2,454
福島関連基礎・支援研究等(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費)	1,968	1,978
地域復興実用化開発等促進事業費	4,517	5,193
帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等経費	3,785	4,761
福島医薬品関連産業支援拠点化事業費	1,998	2,021
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業費	1,930	1,631
特定帰還居住区域整備事業費	44,962	—
特定復興再生拠点整備事業費	37,017	43,579
環境放射線測定等経費	1,618	1,657
放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費	1,152	1,149
その他	4,923	(10,408) 10,390
計	172,217	(143,542) 143,005

(6) その他の東日本大震災関係経費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
77,554	(80,255) 79,663

① 被災者生活再建支援金補助金

6年度(百万円)	5年度(百万円)
1,195	2,038

この経費は、東日本大震災により住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再

建支援助金に要する費用の補助に必要な経費である。

② 警察・消防活動経費等

6年度(百万円)	5年度(百万円)
179	262

この経費は、東日本大震災により被害を受けた地域における警察活動、消防活動等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
警察活動経費	12	12
消防活動経費	153	250
消防防災設備災害復旧費補助金	14	—
計	179	262

③ 教育支援等

6年度(百万円)	5年度(百万円)
1,762	1,941

この経費は、心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための教職員定数の措置、福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成基盤の構築等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
義務教育費国庫負担金	1,131	1,226
福島イノベーション・コースト構想人材育成基盤構築事業費	435	435
被災私立大学等復興特別補助事業費	196	274
私立高等学校等経常費助成費補助金(教育活動復旧費)	—	6
計	1,762	1,941

④ 医療、介護、福祉等

6年度(百万円)	5年度(百万円)
6,903	7,453

(イ) 医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置

6年度(百万円)	5年度(百万円)
4,401	4,634

この経費は、医療保険、介護保険、障害

福祉サービス等において、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に住所を有する被保険者等の保険料、一部負担金等の減免措置の延長に要する費用の補助に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
医療保険制度	3,536	3,640
介護保険制度	850	980
障害福祉サービス等	15	15
計	4,401	4,634

(ロ) 地域医療再生対策費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
2,128	2,385

この経費は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等の復旧・復興を図るため、福島県が設置した基金に地域医療再生臨時特例交付金を交付することにより、医療提供体制の再構築を推進するために必要な経費である。

(ハ) その他

6年度(百万円)	5年度(百万円)
374	434

この経費の内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
被災地における福祉・介護人材確保事業費	151	151
介護サービス提供体制再生事業費	99	125
医療・介護保険料等の収納対策等支援事業費	95	100
障害福祉サービス再開支援事業費	29	57
計	374	434

⑤ 農林業関係

6年度(百万円)	5年度(百万円)
6,613	(5,326) 5,316

この経費は、福島県の農林水産業の復興創生に向けたブランドの確立と産地競争力の強化、国内外の販売促進等、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援等に必要な経費



であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
福島県農林水産業復興創生事業費	3,953	3,955
福島県営農再開支援事業	2,106	—
福島県高付加価値産地展開支援事業費	250	250
原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化事業費	123	123
農畜産物放射性物質影響緩和対策事業費	65	96
原子力被災12市町村農業者支援事業費	—	800
そ の 他	116	(101) 91
計	6,613	(5,326) 5,316

#### ⑥ 水産業関係

6年度(百万円)	5年度(百万円)
7,852	5,882

この経費は、福島県をはじめとした被災地域水産物の販路回復や販売促進、漁業現場での長期研修や就業支援等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
水産業復興販売加速化支援事業費	4,053	4,053
被災地次世代漁業人材確保支援事業費	2,121	698
被災海域における種苗放流支援事業費	961	699
漁業経営体質強化機器設備導入支援事業	420	99
漁場復旧対策支援事業費	281	296
漁船等復興対策事業費	16	38
計	7,852	5,882

#### ⑦ 中小企業対策

6年度(百万円)	5年度(百万円)
1,474	3,504

この経費は、東日本大震災により被害を受けた中小企業等の支援のため、施設等の復旧・整備に要する費用に対し補助金を交付する県に対する補助及び二重ローン対策の窓口業務等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
中小企業再生支援事業費	400	588
中小企業組合等共同施設等災害復旧費	889	2,708
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	185	208
計	1,474	3,504

#### ⑧ 立地補助金

6年度(百万円)	5年度(百万円)
12,180	14,090

この経費は、福島県の避難指示解除区域等を対象に、雇用の創出、産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための企業立地補助に必要な経費である。

#### ⑨ 福島国際研究教育機関関連事業費

6年度(百万円)	5年度(百万円)
15,361	14,492

この経費は、創造的復興の中核拠点となる福島国際研究教育機関の運営費等の支援に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
新産業創出等研究開発推進事業費補助金	11,811	14,104
福島国際研究教育機構出資金	—	100
そ の 他	3,550	288
計	15,361	14,492

#### ⑩ そ の 他

6年度(百万円)	5年度(百万円)
24,036	(25,268) 24,686

上記の内訳は次のとおりである。

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
被災者支援総合 交付金	9,258	10,201
復興庁運営経費	4,850	(5,147) 5,112
風評払拭・リス クコミュニケーション強化事業 等経費	1,222	1,044
「新しい東北」推 進事業費	283	304
東日本大震災教 訓継承事業費	99	73
ハンズオン型ワ ンストップ土地 活用推進事業費	85	104
特定非営利活動 法人等被災者支 援事業費	101	106
情報通信基盤災 害復旧事業費	115	52
被災地域情報化 推進事業費	1	(49) 3
登記事務処理実 施経費	54	(76) 74
被災ミュージア ム再興事業費	205	210
原子力被災地域 における映像・ 芸術文化支援事 業費	316	330
放射線量測定指 導・助言事業費	11	14
福島県における 観光関連復興支 援事業費	500	500
ブルーーツーリズ ム推進支援事業 費	266	270

地域公共交通確 保維持改善事業 費	130	117
東日本大震災復 興関連事業円滑 化支援事業費	—	10
除去土壌等の適 正管理・原状回 復等の実施、災 害廃棄物及び放 射性廃棄物等の 処理に伴う体制 の強化経費	5,721	(5,811) 5,312
環境モニタリン グ調査費	819	851
計	24,036	(25,268) 24,686

(7) 国債整理基金特別会計への繰入等

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
	25,424	(15,597) 188,365

この経費は、復興債の利子の支払に必要な経費と、復興債の償還及び発行に関する諸費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等である。

(8) 復興加速化・福島再生予備費

	6年度(百万円)	5年度(百万円)
	80,000	(100,000) 35,000

この経費は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費である。